禁 転 載 複 製
当 日 配 付
試験終了後公開

D18

「中央職業能力開発協会編」

令和６年度 技能検定
３級 型枠施工 学科試験問題
(型枠工事作業)

1. 試験時間　1時間
2. 問題数　30題
3. 注意事項
   (1)　係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。
   (2)　答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。
   (3)　係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。
   (4)　試験開始の合図で始めてください。
   (5)　解答の方法(真偽法)は次のとおりです。
      イ.　一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。
      ロ.　答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。
      ハ.　答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。
   (6)　電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。
   (7)　携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。
   (8)　試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。
   (9)　試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (10)　試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (11)　試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

1　フォームタイを強く締めすぎると、せき板が内側に締め付けられ、所定のコンクリート寸法よりも小さくなるおそれがある。

2　ターンバックルは、鉄骨造の建入れ直しにも使用される。

3　下げ振り及びさしがねは、墨出しをするときにも使用される。

4　型枠支保工は、せき板を所定の位置に保持するためのものである。

5　型枠工事に使用するせき板には、金属製のものがある。

6　型枠の下ごしらえにおいて、合板などの定尺物は、なるべく切断しないで使用できるように割り付ける方がよい。

7　型枠の下ごしらえにおいて、セパレータの穴は、対面するせき板を2枚合わせてあけるとよい。

8　支柱としてパイプサポートを用いる場合は、3本継いで使用してもよい。

9　型枠の締付けは、締付け金物による締付け作業を主体とし、釘などを補助的に使用する。

10　柱、壁及び梁側のせき板の取り外しは、支柱を取り外した後に行う。

11　せき板の最小存置期間は、材齢による場合とコンクリートの圧縮強度による場合とに分けられている。

12　型枠の施工計画において、せき板の組立図の作成にあたっては、型枠の構造計算を行う必要がある。

13　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、鉄筋コンクリート工事において、あばら筋及び帯筋の末端部には、フックを付ける。

14　鋼管枠組足場は、単管足場よりも、組立て及び解体が簡単で、安全性が高い。

15　コラムクランプは、梁型枠専用の締付け金具である。

16　セパレータの種類は、B型及びC型の2種類である。

17　公共建築工事標準仕様書によれば、せき板として用いるコンクリート型枠用合板の厚さは、特記のない場合、10mmとする。

18　日本産業規格(JIS)によれば、鉄筋の種類の記号で、異形棒鋼はSSである。

19　構造体コンクリートの強度の判定は、材齢21日の圧縮強度で表される。

20　コンクリートは、酸性を示す。

21　独立基礎とは、建物の底面のほぼ全体を一つのスラブで支える基礎のことをいう。

22　鉄筋コンクリート造は、圧縮力に強い鉄筋の性質を生かした構造である。

23　鉄骨造は、一般に、耐火被覆が必要である。

24　火打ちとは、直交する水平部材を補強するための斜材をいう。

25　日本産業規格(JIS)によれば、製図において、細い一点鎖線は、図形の中心線を表す際に用いる。

26　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、地盤を表す材料構造表示記号である。



27　建築基準法関係法令によれば、階段は、主要構造部には含まれない。

28　建築基準法関係法令によれば、鉄筋コンクリート造における大梁の支柱の盛りかえは行わないこととされている。

29　クレーンの運転者は、巻上げ装置のブレーキをかければ、荷をつったままで運転位置を離れてもよい。

30　労働安全衛生法関係法令によれば、事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。